

平成28年度第11回
「東京2020オリンピック・パラリンピック
環境アセスメント評価委員会」

速 記 録

平成28年11月25日（金）
都庁第二本庁舎31階特別会議室27

(午前10時00分開会)

○川道オリパラアセスメント担当課長 お待たせしました。

それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、委員の皆様におかれましては、御出席いただきましてまことにありがとうございます。

ただいまから「平成28年度第11回東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会」を開催いたします。

初めに、評価委員会を公開で行うことにつきましては、前回は会長がいらっしゃらなかったのですけれども、設置要綱を改定いたしまして、評価委員会の設置及び運営に関する要綱第6条の規定ということで、公開することを追記させていただきましたので、その規定に基づきまして、本評価委員会は公開ということでやらさせていただきます。

傍聴の方は、途中退席されても結構です。なお、御発言等は御遠慮いただきますようお願いいたします。

本日は、会議次第でございますとおり、馬事公苑につきまして、項目別審議の残りの部分と、順調に進みましたら総括審議をお願いしたいと考えてございます。

それに先立ちまして、前回の委員会で私のほうで報告した件で訂正をさせていただきます。

前回の評価委員会の土壌の項目別審議の際に御説明しました土壌汚染のおそれがある土地の一つであります公和寮エリアなのですけれども、評価書案の16ページをご覧くださいませでしょうか。

土壌汚染のおそれがある土地は3カ所ございまして、16ページの図面でいうところの左上に3カ所がまとまってございます。まずは左側の「公和寮エリア」と呼ばれている土地です。それから、上にある「南エリア」という「インドアアリーナ」と書かれているあたりです。それから、その公和寮エリアとインドアアリーナのちょうど間にあります「診療所・装蹄所」と書かれているあたり、この3カ所が土壌汚染のおそれがあるとしているとなっておりまして、そのうち、図の上にありますインドアアリーナがある南エリアだけが土壌汚染の確認をして、鉛が検出されましたという報告をしたのですけれども、7月27日に公和寮エリア、今、「公和寮」と書かれている建物の北側、図でいう下側に駐車場があるのですけれども、ここをガソリンスタンドがあったところの土壌汚染の調査が済んでおりまして、不検出でしたということでしたので、おわびして訂正いたします。ですから、まだ調査ができていないのは診療所・装蹄所があるところ1カ所のみということになります。

それでは、ここから会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○柳会長 それでは、議事に従って進めてまいりたいと思います。

最初に、議事1「馬事公苑について」、評価書案の項目別審議です。審議は中項目ごとに行います。初めに、大項目分類の環境項目における中項目「生態系」の小項目「生物の生育・生息基盤」「生物・生態系」「緑」についての審議を行います。

この「生物の生育・生息基盤」「生物・生態系」「緑」は、興水委員に検討をいただいております。

それでは、「生物の生育・生息基盤」「生物・生態系」「緑」について、事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料2-1をご覧ください。右肩に「資料2-1」と書かれているものでございます。

まず、資料2-1を読み上げさせていただきます。

審議資料、項目、生態系（生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑）
担当、興水委員。

意見

【生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑 共通】

1 緑化計画について、樹種等の植栽内容や植栽配置は、今後、具体的な検討を行うとすることから、現況からの変化の程度と計画地内の環境及び周辺の環境に与える影響について明らかにすること。

【生物の生育・生息基盤】

2 計画地は昭和15年に開苑以来、植栽樹木の生育及び更新が見られ表面には落葉等により腐植層が成立し、豊かな表土が存在していることから、その保全と新たな植栽に当たっては有効活用を図ること。

【生物・生態系】

3 計画地内で確認された注目される種のうち、可能な限り移植を行うとしている種には移植が困難な種が含まれていることから、今後、植栽配置を検討するにあたっては、現位置における保全を検討すること。また、移植を行う場合は、生育環境に配慮し、必要に応じて専門家の意見を聴取するなど適切な移植計画の策定に努めること。

【緑】

4 武蔵野自然林や外周部樹林帯は保全エリアとして樹木保全を行うとともに、苑内について

は可能な限り既存樹木を残す計画としていることから、保全エリア以外の既存樹木の保全計画について明らかにすること。

以上の4点でございます。

まず、1点目でございますが、評価書案の21ページをご覧ください。緑化計画について書かれているページでございます。作文の文字だけだと分かりづらいと思うので、手前の17ページに配置の図がありますので、そちらと照らし合わせてもらうといいかもしれません。22ページにもありますね。17ページか22ページの分かりやすいほうと、21ページの作文とをぺらぺらめくりながらご覧いただければと思います。

まず、21ページ、緑化計画の3段落目の2行目から書いていますけれども、「武蔵野自然林や外周部樹林帯」、武蔵野自然林は図でいうところの西側になります。そちらと外周部の樹林帯は保全エリアとして樹木の保全を基本とします。それから、3行ほど下に行きまして、苑内側から見た林縁部の足元に四季の演出のための低木を連続して植栽し、四季を感じられる樹林地を形成する計画としていると書かれています。

それから、配置図でいうところの北側に位置します正門付近につきましては、馬事公苑の歴史と風格を感じられるよう既存の大径木をできる限り保存します。その正門付近から少し南に続く真っすぐなメインプロムナードにつきましては、桜並木のプロムナードとするほか、放牧場の大径木を保存する計画としているということです。それから、サクラドレッサージュというものが西側の真ん中あたりにあるのですけれども、サクラドレッサージュにつきましては、木陰をつくるケヤキの保全及び苑内のサクラを移植し、馬とサクラによる風景を形成しますということです。さらに南西側のほうに行きまして、ナチュラルアリーナです。池や地形の起伏を生かした広々としたナチュラルアリーナでは、特徴的なヒマラヤスギ群を保全することで馬事公苑の歴史を紡ぐ計画としています。

それから、計画地の東側、北東側と言ってもいいかもしれませんが、四季の広場があります。この四季の広場につきましては、苑内で親しまれてきたお花畑やウメ、サクラ、フジ等については、人の回遊性がなく分節されているため、四季の広場として集約し、一年を通じて見どころのある広場とする計画ということで書かれています。先ほどの北側にあった正門のすぐ近く、正門のすぐ南側に広がる原っぱ広場・子ども広場につきましては、大きな草地の広場を設けることで、馬と人にとってフレキシブルな空間とするほか、広域避難場所の機能としても活用できるように、緑空間を整備すると書かれてございます。

以上が緑化計画の概要になるのですけれども、1番の意見に戻るのですが、これらの内容に

つきましては、コンセプトは書かれているのですが、どのくらい現況から変わることになるのかという変化の程度、定量的な話ですとか、あるいは、この緑化計画が実行されることによって、計画地内の環境あるいは周辺環境、周辺の緑との連続性ですとか、そういったものに与える影響について、もう少し計画がより具体化した段階で記述いただければいいという意見でございます。

2番の意見に移らせていただきますけれども、評価書案の131ページをご覧ください。

「生物の生育・生息基盤」の予測結果が書かれています。予測結果の1)の1段落目の上から3行目の後半です。生物の生育・生息基盤としての機能について見ると、造成後の時間経過により植栽樹木の生育及び更新が見られており、樹木等が植栽されている土壌表面には落葉等により腐植層が成立していると書かれています。このように、武蔵野自然林の場所などを中心に、比較的良質な土壌が形成されている状況がございます。

132ページでございますが、一方で、新しい整備計画につきまして、評価の結果の下から数えて5行目、新たに整備される緑地帯や四季の広場には、植栽基盤（土壌）を整備し、既存樹移植や新たな植栽を施す計画としており、植栽樹の生育に伴う落葉等により、新たな土壌動物等の生育環境や植物の生育基盤が形成されるということで、新たにいわゆる植栽基盤を整備しますと書かれていますのですけれども、新しいものの基盤整備をするに当たっては、既存のいい土壌がございますので、こういったものを保存なり活用なりということをしていただきたいということで書かせていただいております。

続いて、3番目の意見でございますけれども、3番目につきましては、172ページをご覧ください。

172ページの「生物・生態系」のうち、ミティゲーションの(1)のポツが全部で5個あるのですけれども、一番下のポツに書かれていますのですが、注目される植物が幾つも書かれていますのですけれども、その中で改変区域内に生育する自生種のギンラン、キンラン、クゲヌマランについては、可能な限り保全ゾーンの武蔵野自然林、外周部樹林帯に移植する計画として書かれていまして、とりわけギンラン、キンラン、クゲヌマランについては、可能な限り移植をしていきますと書かれてございますが、そのギンラン、キンラン、クゲヌマランについては、比較的その移植に際して配慮が必要な種ということでもありますので、可能であれば、まだ緑化計画が柔軟に何かしらの変更なり対応可能なのであれば、現地の保存も一つ視野に入れていただきながら、もし移植の必要があれば、適切に移植していただきたいという意図で、3番の意見をつけてございます。

4番目の「緑」のところでございます。

180ページをご覧ください。緑化計画そのものについては、先ほど御説明をしたとおりなのですが、ミティゲーションを(1)の1点目のポツに書いていますけれども、武蔵野自然林や外周部樹林帯は、保全エリアとして樹木保全を基本とし、苑内については可能な限り既存樹木を残す計画と書かれてございますが、武蔵野自然林と外周部樹林帯以外の苑内の既存樹木については、先ほど四季の広場というところが書かれていましたが、あちらが既存樹木を残しながら苑内にばらばらになっているものを1カ所に集めるという計画になっていると書いていますけれども、もう少し苑内の何が現地に保存されて何をどちらに移植してみたいなものが、全部網羅的というわけではないのですが、公苑を利用されている方々がある程度親しみを持っている木々などを中心に、もう少し移植の内容が分かれば、説明していただけるといいということで意見をつけさせていただいております。

説明につきましては、以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、「生物の生育・生息基盤」「生物・生態系」「緑」について、興水委員、何か補足はございますでしょうか。

○興水委員 「生態系」の全体の保全措置に関しましては、ここに書いてあるとおり、今、説明があったとおりですが、その措置の有効性であるとか効果については、判断できる材料がまだ少ないので、計画熟度が高まった段階で、より具体的に書いてほしい、検討してほしいということがここに書いてある意見の全体の趣旨でございます。

それから、前回の都民から意見というものが紹介されましたけれども、とりわけ「緑」に関しては、保全エリア以外の樹木の本数のほうが多いので、都市計画公園として、公苑の樹木は重要なので、保全してほしいという意見がありました。大事な意見だろうと思います。

したがって、今ここに書いてあります意見に加えて、「緑」の現場における保全であるとか、移植保全であるとか、あるいは個体群の保全であるとか、いろいろな方法、考え方があります。さらに、またあわせて、それを支えている生物の生息基盤である表土に関しても、表土保全という考え方がありまして、これは都市計画法にも書いてあるわけでありまして。

したがって、それらに言及しながら、具体的な措置をぜひ事務局で指導してほしいということを私の意見として申し添えておきたいと思っております。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ほかに何か御意見、御質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

御意見がないようですので、「生物の生育・生息基盤」「生物・生態系」「緑」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

次に、中項目「アメニティ・文化」の小項目「自然との触れ合い活動の場」について、審議を行います。

こちらも、興水委員に検討をしていただいております。

それでは、「自然との触れ合い活動の場」について、事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 引き続きまして、資料2-2をご覧ください。読み上げさせていただきます。

審議資料、項目、アメニティ・文化（自然との触れ合い活動の場）。

担当、興水委員。

意見

【自然との触れ合い活動の場】

1 事業の実施により、自然との触れ合い活動の場である馬事公苑内は改変されるが、四季の広場など新たな自然との触れ合い活動の場を整備する計画としていることから、その機能や想定される利用形態について具体的に記述すること。

【自然との触れ合い活動の場】

2 計画地内において、現在、日本庭園が位置する場所に新たに整備されるナチュラルアリーナに池を整備する計画としていることから、その役割について明らかにすること。

以上、2点でございます。

まず、1点目の意見でございますが、228ページをご覧ください。

「自然との触れ合い活動の場」のミティゲーション（1）でございますが、こちらのポツが228ページに6つございますけれども、4番目と5番目でございますが、苑内で親しまれているお花畑やウメ、サクラ、メインアリーナやグラスアリーナ周辺のフジ等について、人の回遊性がなく分節されているため、一年を通じて見どころのある広場とする四季の広場として集約する計画としている。正面から近く利便性の高い位置に、原っぱ広場・子ども広場として広がりのある大きな草地の広場を設けることで、馬と人にとってフレキシブルな空間とするほか、広域避難場所の機能としても活用できるように、緑空間を整備する計画としていると

ということが書かれてございます。先ほど緑化計画で御説明した内容とほぼ同じ内容をまた持ってきていますけれども、基本的には先ほど申し上げたとおり、緑化計画の中において、ある程度まとまりのあるエリアを、エリアごとにこういったエリアにしますということは御説明を書いていたところなのですが、そこをどのように周辺住民の方なりが利用できるのか、どうやって親しむのかという、触れ合う視点で見たときに、どういう触れ合い方を想定しているのかみたいなものをもう少し書いていただくと、利用する側のイメージが湧くと思いますので、そういった視点でもし書けるのであれば書いていただきたいということで、1点目の意見を書かせていただいております。

同じような意見になるのですが、2番目につきましては、今度はナチュラルアリーナの話になりますが、先ほど御説明したものと同じ話になるのですが、17ページをもう一度ご覧ください。16ページに現況の公苑の航空写真がありまして、17ページが整備後の予定になるのですが、まず、16ページの図の中央の若干右に「日本庭園」と書かれています。この「日本庭園」と書かれている場所が、整備後には17ページの右にある「ナチュラルアリーナ」に大体場所としては重なるのですが、もともとこの日本庭園と整備されるナショナルアリーナはどちらも池みたいなものがございまして、この池みたいなものについて、整備後に馬が入れるような用途も活用しているということなのですが、一方で、「ナチュラルアリーナ」と書かれている右側に「池」と書かれているところに赤い四角があると思うのですが、小さいのですが「東屋」と書かれています。東屋があるということは、何かしらこの池で人が親しむような機能も備わっているのかなということですので、その辺のナチュラルアリーナにおける水辺の空間の役割みたいなものをもう少し想定しているものを加筆していただくと、より分かりやすいということで意見をつけさせていただきます。

以上でございます。

○柳会長 それでは、興水委員、ただいまの説明につきまして、何か補足することはございますでしょうか。

○興水委員 今、御説明のあったとおりでございます。また、つける意見もここに書かれていることで尽くされていると思いますけれども、つけ加えますと、これも都民からの意見の中にあつたのですが、意見は、馬事公苑という他の公園にはない固有の価値といたしましうか、特徴といたしましうか、機能といたしましうか、そういうものを持った場なので、住民もここを自然との触れ合い活動の場として歴史的にもこれまでもその存在価値を高く評価し

てきたという意見、大変お気持ちの強い意見がありました。そうしたことを鑑みまして、この意見の趣旨は、そうした過去、これまでの利用が大きく損なわれることのないようにしてほしいということを、この1番、2番の中にも含めて書いたものでございます。

以上でございます。

○柳会長 それでは、ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 今回のところではなくて、次の段階でもう一回馬事公苑はありますので、そこで申し上げたほうがいいのかもしれませんが、今の池の話なのですが、多分ここは馬が入ったりすることもあって、周りは馬がふんをしているということがありますので、池にいろいろな窒素汚染物質とか細菌類が入ってくる可能性があるんで、今でも池のところは噴水などで曝気する等の管理をしておられますけれども、そういうところをしっかりとやっていただいたほうが、そこで親しむということになると少し必要かなと思いますので、次の段階でのコメントのほうがよかったかもしれませんが、あえて申し上げさせていただきます。時々水質をはかっていただくとか、そういうことが必要だろうと思います。

○柳会長 それでは、事務局、いかがでしょうか。

○白井施設調整担当課長 完成後の池の管理というところで、実際の管理者のほうで適切に行われていくと考えてございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

御意見がないようですので、「自然との触れ合い活動の場」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

次に、中項目「生活環境」の小項目「騒音・振動」について、審議を行います。

こちらは、山本委員に検討いただいております。

それでは、「騒音・振動」について、事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料2-3になりますので、ご覧ください。

審議資料、項目、生活環境（騒音・振動）。

担当、山本委員。

意見

【騒音・振動】

1 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音について、本事業による増加分はわずかであるとし

ているが、周辺道路の道路交通騒音は現状でも環境基準を超えている地点があることから、より一層の環境保全措置を検討し、工事用車両による騒音の低減に努めること。

【騒音・振動】

2 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動について、予測は勧告基準を下回るとしているが、計画地は住宅に囲まれた立地であるほか、教育・福祉施設等の環境上配慮すべき施設が多く存在していることから、環境保全措置を徹底し、建設作業における騒音・振動のより一層の低減に努めること。

以上の2点でございます。

まず、1点目でございますが、184ページをご覧ください。

5カ所の工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の調査地点が、No. 1からNo. 5まで書いてございます。このうち、現状でも環境基準を超えている地点があると意見では書いていますけれども、後ほど詳しく説明しますが、No. 4とNo. 5がそこに該当しまして、いわゆる計画地の南西側に当たる部分が環境基準を既に超えている。いわゆる騒音として既に超過しているところになります。

その程度なのですけれども、186ページをご覧ください。

道路交通騒音の現況値が書かれてございます。No. 4とNo. 5、それぞれにつきまして、昼間、夜間ともに、あるいは平日、休日ともに、右端に書かれていますけれども、環境基準値を超えているということです。何でここだけ超えているのかという話なのですけれども、No. 4とかNo. 5があるところは、いわゆる都市計画上、用途地域がいわゆる第1種の低層住居専用地域のような閑静な住宅地として位置づけられている都市計画になっていますので、環境基準の上限がちょっと低いということで、この4と5が超過しているということになっております。騒音のレベルとしては、ほかのNo. 3とか、それほど変わるわけではないのですけれども、そういう状況でございます。

それから、評価の結論です。212ページをご覧ください。

実際に工事をやることによって車両が走行した分、増加した分を加味したらどうなるのかというのが212ページに書かれてございます。No. 4とNo. 5につきましては、表9. 6-21の列がたくさんありますけれども、右から2番目の列、工事用車両による増加分を見ていただくと分かるのですけれども、増加分自体は1未満ということで、工事のせいでうるさくなるというのは余りないのですけれども、もともと超過しているものですから、より一層といいますか、引き続き超過することになっております。

これらのことを踏まえまして、工事用車両が必ずしも騒音とかのレベルを大きく引き上げているわけではないのですけれども、もともと超過をしている地点があるということなので、よりその配慮を求めていきたいということで、1点目の意見をつけてございます。

2点目のほうは、今度は建設工事、建設機械の稼働に伴う作業騒音になりますけれども、こちらについても、横の213ページに、建設機械の稼働に伴う騒音及び振動の程度という結論が書かれているのですけれども、アの騒音については最大77デシベルであり、評価の指標、いわゆる環境基準値である80デシベルを満足します、下回りますということです。同じく建設機械の稼働に伴う振動についても、最大65デシベルであって、評価の指標70デシベルを満足するというので、勧告基準は下回っているということでございますが、前回、大気のお話を説明した際にもお示ししたことの繰り返しになるのですけれども、周辺の計画地を取り巻く住宅市街地の状況を、再度説明させていただきたいと思っております。

68ページをご覧ください。先ほど申し上げたとおり、計画地の周辺の都市計画のいわゆる用途地域の分布みたいなものが示されてございます。南西側というか、西側一帯に広がります薄水色がいわゆる閑静な住宅街である第1種低層住居専用地域となっておりまして、そのほか、緑なども第1種中高層住居専用地域ということで、周辺が比較的住宅市街地で囲われているというのがお分かりになるかと思っております。

続いて、70ページに行きますと、今度は計画地周辺の主要な公共施設、教育・福祉・医療施設等が書かれてございますが、その分布としまして、まず、馬事公苑の西側、青▲の23、24が、それぞれ表自体は1枚手前の69ページに書いてありますけれども、計画地の西側の23が上用賀児童館、24が世田谷区立上用賀保育園ということで、いわゆる小さな子供の施設となります。馬事公苑のすぐ南側の赤●の11番というところが、私立の駒澤大学高等学校ということで高校がある。そのほかにも、環境上、配慮すべきいろいろな施設がありますということがご覧いただけるかと思っております。

72ページに行きますと、今度は公園・緑地・児童遊園等の分布状況になりまして、こちらも馬事公苑はもちろん該当するのですけれども、その周辺にもポケットパークみたいなものも含めていろいろな緑地が存在している状況にございます。こういった比較的住居系の住宅市街地という計画地の周辺状況に鑑みまして、勧告基準は下回っているのですけれども、よりその配慮を求めていきたいということで意見をつけてございます。

説明は以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、山本委員、ただいまの説明につきまして、何か補足することはございますか。

○山本委員 非常に詳しく、ほとんど補足する必要がないぐらい詳しく説明していただきましたので、私から特にこれはということを申し上げることはございませんけれども、重ねて申し上げますと、工事用車両の配分、道路の配分なども、今後、熟度が高まってくると、その辺を配慮しながら一層騒音の低減に努めていただきたいということも伝えておきたいと思えます。

2番目のほうは、建設工事の騒音、建設機械の騒音に当たりますけれども、工事期間は3年間ございますけれども、その間、周辺が住居専用地域であることと、教育・福祉施設等があることから考えますと、いつ何どき苦情というか、そういう問題があるか分からないということがありますので、そういうことも十分考えた上で一層努力していただきたいということでございます。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

千葉委員からどうぞ。

○千葉委員 212ページ、213ページの表が1つずつあるのですが、その騒音レベル、振動レベルのところの「将来」の意味がよく分からなくて、下に注であるのですが、ここもやはり「将来基礎交通量」とか、その「将来」がどういう意味なのかと、ちょっとよく分からないのです。

○柳会長 事務局でお願いします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 よく予測評価をするものですから、未来形の話をするに当たってこういう表現を使うのですが、基本的には現況値であったり、あるいは交通センサスみたいな予測評価が出ているものの何かしらの数値をベースにして、それを将来の工事が無い場合の予測の交通量として用いるのですが、我々の場合は、今回は現況値を、現在、半年前に測った実際の実測値の調査の数字と、工事をやっている期間、近い将来の道路の交通量は変わらないという前提で、将来の基礎交通量イコール調査をしたときの交通量と同じですよというものを「将来基礎交通量」と呼んで、それに工事の車両の台数をオンしているというのがこの表現になります。なので、「将来」と言いながら現況値と同じものを使っている。これは設定している数字なので、そういう設定にしていますということになります。

○柳会長 よろしいですか、千葉委員。予測式の手法としてそういうやり方をしているという事で、197ページにフローチャートが載っています。

よろしいでしょうか。

○千葉委員 そうすると、ここに書いてある数値は、計算で求めたもので、実測値ではないわけですね。将来ですからね。

○川道オリパラアセスメント担当課長 先ほど御説明したとおり、そういう計算値なり予測値のデータを引っ張ってくる場合もあるのですが、今回我々が使ったのは、将来の交通量は現況から変化がないだろうという前提のもとに、実際に実測した調査の台数と同じものを将来の交通量として置いています。なので、現況の実測値をそのまま使っています。

○千葉委員 分かりました。ありがとうございます。

○柳会長 それでは、池上委員、どうぞ。

○池上委員 212ページ、213ページなのですが、212ページの(1)評価の指標の一番最後に「満足することとした」とあります。それから、213ページの2)ア、イの一番最後に「満足する」とあるのですが、こういった書き方をするものなのですか。ちょっと勉強不足で分からないのです。

○川道オリパラアセスメント担当課長 2つあるのですが、まず、環境基準を満たすかどうかという話が1個あって、環境基準を満足するの。「満足しない」という言い方もあるのですが、212ページの一番上、評価の指標ということで書いているのですが、まず、アセスメントですので、アセスメントをするに当たって評価の指標を設定して、自分で定めた目標値、指標値に対して満足するかないかという自己採点をするのがアセスメントなのですが、その環境基準を満足するようなものをよしとするという指標を定めています。なので、環境基準とイコールである評価の指標を定めているものを満足しているので、アセスメント上、評価の指標を満足しているという表現になっております。ちょっと分かりづらいのです。

○池上委員 分かりました。「満足する」というと、これでいいんだよととられてしまうと困るなど。

○川道オリパラアセスメント担当課長 おっしゃるとおりです。ですので、環境基準はなるべく下回るほうが良いというのはよくあるので、環境基準を満たしているからそれで良いということではなく、より一層の低減に努めてくださいというのが、よくアセスメントで意見をつけさせていただいてまして、今回もつけているのですが、一方で、評価の指標

は1つの線があって、それを満足するかしないかという二者択一みたいな表現、必ずアセス上は、自分で定めた評価の指標を満足した、しないというのがあるので、それは二択で、満足しましたよと書いているということでございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

中口委員、どうぞ。

○中口委員 評価書の先ほど説明があった69ページに教育・福祉施設の一覧がございまして、その分布が70ページにあるわけですけれども、昨今、待機児童解消ということで、保育所の開設などが進められていると思うのですけれども、この近辺にそういった計画はないのかどうかというこの確認です。

○川道オリパラアセスメント担当課長 御質問の趣旨については、申しわけありません。把握していないというのが正直なところでして、もし確認がとれましたら別途お知らせするようにしたいと思います。ちょっと分からないです。区に聞かないと多分出てこない回答かと思えます。

○柳会長 また確認してください。

○中口委員 意図としては、もしこの近辺に保育所なりができるとしたら、そこに対する騒音・振動に対する配慮も必要になってくるのかなという趣旨で発言させていただきました。

○柳会長 それでは、ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

事務局、どうぞ。

○川道オリパラアセスメント担当課長 中口委員の御意見についてなのですが、一般論としては、保育園ができる、できないというのは、それなりの条件が整っているところが保育園の開設場所になると思うのですけれども、その場所は、68ページに用途地域があるのですけれども、先ほど用途地域の第1種低層住居専用地域となっているような閑静な住宅街については、環境基準がそもそも低目に設定されているということがあると思うのですけれども、環境基準値がそもそもその土地柄に応じて適切な数字の上限が設定されていますので、それを下回るというのが基本ですので、今回の工事があるなしにかかわらず、本来、環境基準内におさまるようにすべきですし、そういう配慮が行政上なされるはずなので、仮にどこかが保育園の用地になったとしても、そこは環境基準を当然下回ることになるはずなので、そういう意味では、配慮は基本的には大丈夫かなとは思いますが。

一方で、当然、近くに工事の影響を受けるような場所にもし用地があるのであれば、工事

によって保育園の用地に影響を与えるのはなるべく低減するのが望ましいというのは当然です、そういう配慮は引き続きやっていく必要があるのかなと思います。

以上でございます。

○柳会長 よろしいですか。

○中口委員 はい。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、ほかに御意見がないようですので、「騒音・振動」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

次に、中項目「資源・廃棄物」の小項目「廃棄物、エコマテリアル」について審議を行います。

こちらは、谷川委員に検討をいただいております。

それでは、「廃棄物、エコマテリアル」について、事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料2-4をご覧ください。

審議資料、項目、資源・廃棄物（廃棄物、エコマテリアル）。

担当、谷川委員。

意見

【廃棄物】

1 建設廃棄物の再資源化率に「建設リサイクル推進計画2014」（国土交通省）における目標値を設定しているが、「東京都建設リサイクル推進計画」における目標値も踏まえ、再資源化率のより一層の向上に努めること。

【エコマテリアル】

2 建設工事において、エコマテリアルの積極的な利用に努めるとともに、使用状況について確認すること。

以上の2点でございます。

まず、1点目でございますけれども、今回の馬事公苑の再整備の計画につきましては、いわゆる所有者でありますJRAが工事を行うのですけれども、その関係もございまして、基本的には国のリサイクル推進計画をベースに計画を立てて、目標を立ててございます。

239ページをご覧ください。右上のところに表がございまして、国土交通省の建設リサイクル推進計画の対象の品目別のリサイクル率が書かれていまして、目標が平成30年度と書かれていますものがずらずらと書いています。このうち、下から3行目になります建設混合廃棄物

が、再資源化・縮減率が平成30年度目標で60%以上と書かれてございます。

それに対して、今回のアセスメントでどのように目標を設定しているのかということで、248ページをご覧ください。248ページでは、表9.8-10のところの上から4行目、混合廃棄物が書かれていまして、こちらの再資源化率は80%と定められております。国の目標は先ほど説明したとおり60%以上ですので、それを大幅に上回っているということで、努力したいという数字かなと思います。

ただ、241ページに戻っていただきますと、今度は東京都の建設リサイクル推進計画が書かれております。こちらの上側にある表の「平成30年度」と書かれている列がでございます。この平成30年度の目標値の同じく下から3行目のあたりに建設混合廃棄物の再資源化・縮減率が82%と書かれています。ちなみに、2段書きになっている上段がいわゆる民間も含めた目標、下段が都の関連工事の目標ということで、同じく82%となっています。

そういうことですので、都内の開発計画でございますので、国の基準を上回る80%の設定ではございますけれども、あと2%、82%の達成を目指していただければということで意見を付けさせていただきます。

エコマテリアルのほうでございますが、264ページをご覧ください。「エコマテリアル」の記述がございまして、264ページのミティゲーションの予測に反映しなかった項目、(2)のポツの2点目のところに書いてあるのですけれども、前回のオリンピックスタジアム、新国立競技場のときに意見をつけたのですけれども、大会組織委員会が調達する木材、これは大会組織委員会が実際に工事をしたり、そういう調達をする、直接的にかかわるものに関しては、持続可能性に配慮した木材の調達基準というものをみずから定めて、それを満足するように取り組んでいきますので、都や国等もこの基準を尊重していただきたいという働きかけを受けているということで、その趣旨に基づいて、なるべくこの組織委員会が行う調達基準に沿うような取り組みをしてくださいという意見をオリンピックスタジアムのときにはつけたのですけれども、今回はあらかじめ書かれているということで、頑張りますということですので、それ以上言うことはないのですけれども、エコマテリアルの積極的な利用に努めてくださいということを、定型文ですけれども、つけさせていただきます、あとはあわせてフォローアップできるように、使用状況も確認してください。これも定型文ですけれども、書かせていただいているというところでございます。

以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、谷川委員、ただいまの説明につきまして、何か補足することはございますでしょうか。

○谷川委員 今回のこの評価書案は、実質的には解体工事主体というものなので、ある意味では一般論的な表現になっております。ただ、この中には書いていないのですけれども、この評価書の中にもPCBを保管しているということがありますので、それについては当然解体工事に伴うときにはしっかり適切に動かしてもらえるのだろうということで、あえては書きませんでしたけれども、その辺はまた事務局からお伝えいただきたいと思います。

当然、前回のこの審議の中にも出たのですけれども、今度は実際の施設にかかわってくる段になりますと、今、申し上げたPCBにつきましても、本当に保管がいいのか、あるいは、処理してほしいとか、そういう話になるのかもしれませんが、前回のときにも出ましたけれども、悪臭の問題とか、そういうことになりますと、どれだけこの施設に厩舎があって、馬がどのぐらい入るとか、そういうことになりますと、そういう廃棄物の問題は当然出てきますけれども、今回はそういうことには触れておかないで、あくまでも解体工事にとどめていることになります。

もう一つ、先ほどの審査の中で、「生態系」のほうにも出てきましたけれども、極力今ある樹木を残すということで、今回、計画上はこれだけ伐採しますよということになっておりますけれども、緑を残すということも少し進めていただければ、当然伐採量も減ることが期待されますけれども、一応今回は計画を出していただいた範囲の中でのコメントをさせていただきました。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

どうぞ、中杉委員。

○中杉委員 廃棄物について、谷川委員の発言に少し補足という形ですけれども、保管というのでもできない状況になっていきますので、期限内の処分が第10条で書いてあります。そういうことで、東京ですと多分34年か35年が期限ですので、処理事業者が決まっていますので、それはちゃんと早期に締結をしていただいて、これは東京都も掘り起こして事業者の方にお願いをしているところだと思いますけれども、それはぜひ適切にやっていただくことが必要だろうということが1つです。

もう一つ、「土壌」のところコメントをさせていただきましたけれども、土壌汚染が新

たに確認された場合に適切にしてくださいという話は、こちらの「廃棄物」にも若干絡んできまして、建設廃棄物だとか建設汚泥がそれに絡みますので、万が一出たときは、再資源化すればいいというわけではなくて、再資源化したところで新たな汚染を起こしてしまうことがありますので、ちゃんと質の面でも見ていただく必要があるかと思えます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、事務局。

○川道オリパラアセスメント担当課長 PCBのところのお話の説明を除いてしまったので、補足で説明いたします。

評価書案の233ページをご覧ください。233ページの一番上に書かれてございますけれども、馬事公苑におきましては、特別管理廃棄物となるPCBを含むトランス等及び石綿建材、いわゆるアスベストが確認されていると書かれています。PCBにつきましては、今回、解体工事を行うに当たって、それに伴ってあわせて処理、処分をするというわけではなくて、適切に保管をし続けるという状況ですので、特に対応について書かれていなくて、それを今後適切に処理してくださいという両委員の御意見はそのとおりということでございます。

一方、石綿建材、アスベストにつきましては、249ページのマitigationの予測に反映した措置というところに書いてあるのですけれども、一番下に、アスベストについても法律に基づいて適切に処理しますということで、アスベストについては、当然解体工事とあわせて適切に処理しますということが書かれているということでございます。

以上でございます。

○柳会長 よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、中口委員。

○中口委員 82%、80%の差がちょっと気になるので、結構この審議資料の意見はやんわりと書いているのですけれども、遵守義務はないとは思いますが、82%を遵守するようにと強く出てもいいのかなという気もするのですけれども、その2%の積み上げは結構難しいものなんでしょうか。私は専門的な知識がないので分からないので、教えていただければと思います。

○柳会長 いかがでしょうか。

○川道オリパラアセスメント担当課長 専門的知識と言われると、谷川委員を前にして私がしゃべるのは非常にづらいのですけれども、基本的には、都内の工事といっても、いわゆる

土木的な工事から建築的な工事まで比較的幅広に取り扱ってしまっていて、あくまでその平均値でしかないということですので、例えば、今回、馬事公苑をとりわけ今回のこの当初は解体工事が主になってございまして、建設工事は余り入っていないのです。建設工事ですとゼロからつくり上げるので、当然廃棄物は発生抑制をしやすいかということもありますし、解体工事でも箱物だけを壊す場合と、馬事公苑のように、いわゆる既存植栽を伐採するようなことも含む場合とか、今回はまたアスベスト建材が入っているものの解体も入っていると、いろいろな要因が入ってきますので、一概に紋切り型に82%と定められているので満たすべきだというのは言えないのかなとは思うのですけれども、私も工事の詳細が分からない部分があるので、達成は簡単だとか難しいという判断はつかないのですけれども、より重要なのは、適切な工事を行っていただいて、適切に分別処理をしていただいて、適切に処理なりリサイクルなりをしていただくということで、なるべく高い水準を目指していただくということが一義的には大切かなということで、余りそのパーセントが届く、届かないというところに主眼を置くよりは頑張ってくださいという趣旨が望ましいのかなと考えてございます。

○柳会長 よろしいでしょうか。

どうぞ、谷川委員。

○谷川委員 これは事務局でおっしゃっていただいたことでいいと思っています。あと、こういう建設工事の場合、2%といっても非常に数字の丸め方で幾らにでもなってしまうという可能性もありまして、やはりやってみないことには分からない。先ほど申しましたように、あくまでも一層の向上に努めてください、同時に、この東京都のリサイクル推進計画にもこういう数値がありますよということをちょっと知らせるということが趣旨ですし、同時に、目標値、アセスの場合は目標値を宣言してもらうことが一番ですので、その質を高めてくださいねということで、それぞれの廃棄物の性状に合った最善の策をとってくださいという意味合いで書いていただいていることになります。

○柳会長 よろしいでしょうか。

事務局からどうぞ。

○オリンピック・パラリンピック準備局 1点補足させていただきます。

建設混合廃棄物のいわゆる一般的な現状での再資源化率につきましては、評価書案の232ページに記載がございまして、ご覧いただければと思います。232ページの表9.8-3でございまして、こちらは国交省で取りまとめているデータになりますが、こちらの建設混合廃棄物につきましては、一番右側のほうに再資源化率という数字が入ってございまして、建

設工事全体だと77.2%、都の関連工事だと69.8%が、今、実態としての数値ということになってございますので、補足でございます。

○柳会長 中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 谷川委員に補足してしまっただけではいけないのですが、基本的に混合廃棄物はまざっているもので、まざったものが混合廃棄物ですので、まざっているものは資源としての利用は非常にしにくいのです。ですから、最初に廃棄物として出る段階でできるだけ分ける。分けて出す。まぜて出してしまうと、それを分けて資源化をするのは非常に難しい。ですから、ほかのものに比べて目標率も低くなっている。そういう意味では、これを確実に高いほうを守れというのを決めつけるのは少し酷なのかなと私も思います。

○柳会長 ありがとうございます。

それから、264ページ、エコマテリアルの関連ですけれども、大会組織委員会で持続可能性に配慮した木材の調達基準が策定されているということで、グリーン購入法の改正は2006年にされていて、こういった木材利用については合法性をちゃんと確認するという既定が入っているのですが、新たにことしの5月に法律ができていまして、この合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律がありますので、そちらの法令の遵守もよろしくお願ひしたいと思います。従来と比べて、今度は民間利用についても適用されるということで、国、公共団体等だけではなく、民間にもこれが適用されるように法律ができていますので、その点はよろしくお願ひしたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、馬事公苑の項目別審議につきましては、以上ですけれども、よろしいでしょうか。

本案件の項目別審議を全て終了いたしましたので、引き続き、総括審議を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、総括審議の資料でございますが、資料3をご覧ください。

前回の11月17日に審議していただいた内容も踏まえて取りまとめたものでございまして、読み上げさせていただくのですが、本日、項目審議をさせていただいた項目については、読み上げを省略させていただきます。

(案)

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会
実施段階環境影響評価書案（馬事公苑）について（意見）

第1 審議経過

本評価委員会では、平成28年9月30日に「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案（馬事公苑）」（以下「評価書案」という。）について意見聴取されて以降、審議を重ね、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表は一番最後についてございます。4ページについてございます。

第2 審議結果

評価書案は、おおむね「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」に従って作成されたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意し、その記載内容が充実するとともに一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【主要環境（大気等、土壌）】

（大気等）

建設機械の稼働に伴う排出ガスは評価の指標を満足しているが、計画地は住宅に囲まれた立地であるほか、教育・福祉施設や公園など人が集まる施設が多く存在していることから、環境保全措置を徹底し、建設作業における大気質への影響の低減に努めること。

（土壌）

工事中に土壌汚染が確認された場合には、汚染物質の拡散や地下水への浸透などを防止するよう適切な土壌汚染対策を講じるとともに、その内容をフォローアップ報告書等で明らかにすること。

「生態系」については、説明を飛ばさせていただきます。

続いて、「生活環境（騒音・振動）」、「アメニティ・文化（自然との触れ合い活動の場）」、続く「資源・廃棄物（廃棄物、エコマテリアル）」についても省略させていただきます、「交通」でございます。

【交通（交通渋滞、交通安全）】

(交通渋滞、交通安全 共通)

工事用車両の走行に当たっては、運転者への指導の徹底や工事用車両の出入口への交通整理員の配置、計画地周辺の車両の通行への配慮等を行う計画としていることから、これらの環境保全措置を徹底し、周辺地域における一層の交通の円滑化及び交通安全の確保に努めること。

(交通渋滞)

計画地の周辺は片側1車線道路であり、また、路線バスの停留所が多く存在しているとともに、その停留所に近接して工事用車両の出入口がある。このため、工事用車両の走行に当たっては、出入り口付近を走行する路線バスの運行スケジュールに配慮する計画としていることから、環境保全措置を徹底し、交通の円滑化に努めること。

(交通安全)

計画地は住宅に囲まれた立地であるほか、教育・福祉施設や公園など人が集まる施設が多く存在しており、工事用車両の走行ルートと通学路が重なっている箇所もある。このことから、環境保全措置を徹底することはもとより、大型車両の走行には特に注意するなど、より一層の交通安全の確保に努めること。

4ページが、先ほど申し上げた付表でございます。

以上でございます。

○柳会長 ただいまの説明につきまして、何か御質問等はございますでしょうか。

特に御意見等がございませんので、ただいま事務局が朗読した案文のとおり、本委員会の意見としたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

事務局で意見のかがみを配付してください。

(意見書かがみ文配付)

○柳会長 それでは、評価委員会意見を読み上げてください。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、今、お配りしましたかがみを読み上げさせていただきます。

平成28年11月25日

東京都環境局長

遠藤 雅彦 殿

東京2020オリンピック・パラリンピック

環境アセスメント評価委員会会長 柳 憲一郎

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階

環境影響評価書案（馬事公苑）について（意見）

平成28年9月30日付28環総政第605号で意見聴取があったこのことについて、当評価委員会の意見は別紙のとおりです。

別紙は、先ほど読み上げたとおりでございます。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

ただいま朗読しましたとおり、評価委員会意見を東京都環境局長に提出することといたします。

それでは、その他、事務局から報告をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 前回、11月17日の評価委員会におきまして、新国立競技場のオリンピックスタジアムのフォローアップ計画書につきまして、「緑」ですとか「生物・生態系」「生物の生育・生息基盤」の話について片谷委員から御意見がありまして、木の移植みたいなものをする際に、そういったものが適切にされているかみたいなものをきちんとフォローアップしたほうがいいのではないかみたいな話がありましたので、その辺の御質問に係ることについて、補足の説明を今回はさせていただきたいと思います。

○臼井施設調整担当課長 それでは、新国立競技場（オリンピックスタジアム）のフォローアップ計画書についてですが、今、川道課長からも説明があったとおり、前回の委員会で既存の植物に関する工事期間中の状況の把握について御意見をいただいております、これを踏まえまして、フォローアップ計画書の記載内容を変更させていただきますので、御報告いたします。

詳細につきまして、担当から説明させていただきます。

○オリンピック・パラリンピック準備局 資料4の内容につきまして、御説明させていただきます。

先日御提出させていただきましたフォローアップ計画書の中では、66ページの「生物・生態系」、資料の裏面になりますけれども、70ページの「緑」の両項目の調査の時点あるいはミティゲーションの実施状況に関する調査の期間というところについては、工事が完了した竣工後の時点としてございましたが、その移植等々がございまして、その移植状況を確認するものとしては、竣工段階で一括して確認することにしてございましたが、御意見もございまして、移植については、その途中経過も含めて確認したほうがよろしいのかなということもございますので、「工事中及び工事の終了後の適宜とする」という形で内容について書きかえたものでございます。

それにあわせまして、資料4の最後のところにフォローアップの工程表が書いてございますけれども、こちらにつきましても、工事期間中も含めてずっと線を引っ張っている形にしてございます。

以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、その他、本日の事務局からの説明については、御発言がないようですので、これもちまして、本日の評価委員会は終了させていただきます。

(午前11時16分閉会)